

推 奨

新型コロナウイルス感染症拡大を予防するための

建築確認申請等や各種申請の郵送受付の開始について

鹿屋市 建設部建築住宅課 建築指導室

新型コロナウイルス感染症拡大予防や申請者の利便性の向上を図るため、**5月11日から当分の間**、建築確認申請や以下の各種申請等について、**郵送での受付を開始**します。ぜひ積極的にご活用いただき、**外出自粛やテレワークの普及**にご協力ください。

なお、窓口での各種申請等については、**窓口対応時間短縮**のため、当分の間申請書等の受理のみの対応とさせていただきますので、ご協力をお願いします。

1 郵送等での対応を行う各種申請等について（※P2 申請フロー）

No.	申請等の種類	留意事項	手数料 納入方法
①	確認申請書（工事届、建築計画概要書、浄化槽設置届等添付）	確認申請書（正本2部、副本1部）、浄化槽設置届4部	納入通知書
②	完了検査申請書	写真添付（規則第4条第1項関連）	納入通知書
③	道路位置指定申請書	正本1部、副本1部	納入通知書
④	長期優良住宅認定申請書	建築確認申請書の副本を添付してください。確認後、認定書に添付して返却します。	納入通知書
⑤	低炭素建築物新築等計画認定申請書		
⑥	建設リサイクル法に基づく届出書		
⑦	建築物省エネ法に基づく届出書	位置図を添付してください。	不要
⑧	除却届		
⑨	工事届（都市計画区域外）		
⑩	浄化槽設置届		不要

※上記以外の各種申請や届出についても、できるだけ郵送や電子メールでの受付に対応しますので、遠慮なくご相談ください。

2 窓口における各種相談、お問い合わせ等への対応

建築計画の事前相談や建築基準法の道路等のお問い合わせ等については、**電子メールやFAXによる対応**とさせていただきますので、ご協力をお願いします。（軽微なお問い合わせを除き、電話のみの対応は行いません）。ご相談は、既定の様式をご利用いただき、相談地の資料（地図、図面等）を添付して、下記の連絡先に送付してください。

やむを得ず窓口での相談等が必要な場合は、事前に相談資料を送付の上、事前予約をお願いします。

※鹿屋市では、鹿屋市地図情報システム（まっぷ de かのや）で鹿屋市の地域情報や行政情報を公開しています。**用途地域や道路情報（建築基準法の道路）**を公開していますので、ご活用ください。

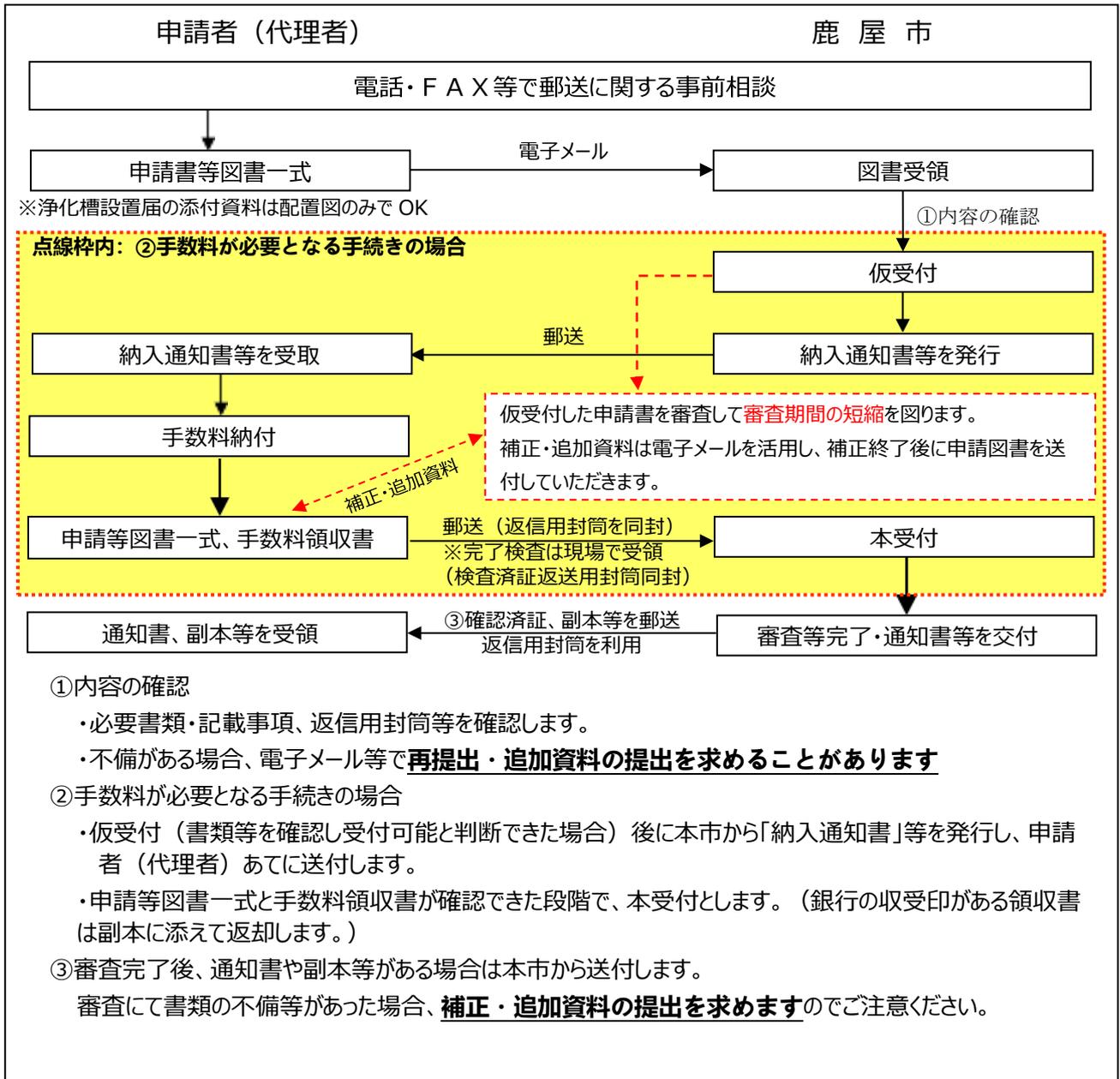
まっぷ de かのや <https://www2.wagmap.jp/kanoya/Portal>

☆申請書、ご相談に関する各種様式☆

建築指導室様式ダウンロード

<https://www.city.kanoya/shidou/kurashi/tochi/kenchiku/yoshiki.html>

3 郵送による申請等の流れ・手数料の納付方法について (申請フロー)



※留意事項

・「郵送」を利用する場合、申請書等は「**信書**」になります。**必ず、信書便を取り扱うサービスをご利用ください。**詳しくは「**信書のガイドライン（総務省 HP）**」をご覧ください。（「メール便」や「宅急便」等での送付はできません。）

（信書便を取り扱う事業者及び信書を送付できるサービスの一例）

【日本郵政】郵便書留、レターパック、スマートレター 【佐川急便】飛脚特定信書便

・**建築確認済証等の通知書については、「信書便」にて返送いたします。**

宛名を記入し、切手等を貼付のうえ、返信用封筒又はレターパックを同封ください。

連絡先（送付先）：〒893-8501 鹿屋市 建設部 建築住宅課 建築指導室

TEL 0994-31-1161 FAX 0994-41-2936 E-MAIL kentiku@city.kanoya.lg.jp